

県内高齢者福祉施設等管理者 様
(政令市・中核市除く)

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者施設等への抗原簡易キットの配布について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、6月にご登録いただいた標記事業について、抗原簡易キットが8月18日より、順次配布される旨、厚生労働省から連絡がありました。


抗原簡易キットの使用にあたっては、研修が必要であり、使用した際には実績報告が必要となります。

つきましては、下記により適切に対応願います。

1 抗原簡易キットを使用するまでに行う研修

研修内容	研修資料URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html ※ サイト内の「ガイドライン」及び「理解度確認テスト」で研修を行ってください。
研修対象者	抗原簡易キットを使用する者 ※ 看護職員の場合も研修資料の確認をお願いします。

2 使用実績報告について（抗原簡易キットを使用された場合のみ）

報告方法	下記パソコンURL もしくはスマートフォン QR コードから電子申請システムにより報告してください。 パソコンURL： https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1628649094041 スマートフォン QR コード： 
報告時期	毎月5日までに前月に使用した数量等を報告（期限厳守） ただし、使用しなかった月は報告不要 例）8月分（1日～31日）→9月5日（木）までに報告 9月分（1日～30日）→10月5日（日）までに報告 10月以降も上記同様 ※ 暦月単位で報告願います

3 留意事項

抗原簡易キットの保管方法については以下の点に留意願います。

(1) 配送時は配送中の高温を避けるために保冷剤が入っていますが、施設内で冷蔵保存は不要です。

※ 当検査キットは、2～30度の温度で保管することとされているため

(2) 仮に誤って冷蔵保存をしてしまった場合、室温に戻してから使用してください。

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）
電話：078-341-7711（内線：2943、2950、2951）
e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp